

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 14 日

各都道府県・指定都市・中核市  
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係  
る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和 7 年 1 月 23 日老高発 0123 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の離職の防止・職場定着の推進を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例並びに改定に向けての Q&A について、別添のとおりまとめました。

更に、Q&A では、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和 6 年 11 月 22 日老高発 1122 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で依頼している事項等も含めておりますので、併せて改定等に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、通知でも周知したとおり、令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた改定に伴い必要となる経費については、令和 7 年度の地方交付税で措置することとされていることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

(別添1)

## 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

### 1 改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた改定の参考となるよう、支弁額等について増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

### 2 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応

#### (1) 基本的な考え方等について

昨年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」とされたところである。

12月17日に成立した令和6年度補正予算では、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助することとしている。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に職員の離職の防止・職場定着の推進を図る必要がある。

そのため、養護老人ホームの特別事務費や軽費老人ホームの各種加算額等に、新たに「介護人材確保・職場環境改善等加算」(仮称)を設けた上で、「(2)支弁額等の増額幅について」で示した計算方法のとおり増額することが考えられる。

#### (2) 支弁額等の増額幅について

基本的には、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームにおける事務費が、令和7年度において職員1人当たり54,000円分増額されるようにすることが必要である。このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額の特別事務費等に加算することが考えられる。

ア 対象職員数（月平均）

各月の職員数（養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員の数。いずれも常勤換算した数とする。）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

イ 加算総額（年間）

「対象職員数（月平均）」×54,000円により、「加算総額」を求める。

(3) 加算の設定に際する留意事項

介護人材確保・職場環境改善等加算（仮称）を設定する際には、職員の離職の防止・職場定着の推進をより効果的・効率的に実施するため、以下のような要件・対象経費・認定方法を定めることが考えられる。

ア 加算要件

養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを、加算の要件とする。

(ア) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

(イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

(ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

イ 対象経費

この加算の使途範囲は、職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

ウ 加算の認定方法等

(ア) 地方自治体の長は、加算の認定を受けようとする施設から、計画書を提出させること。

(イ) 地方自治体の長は、実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。更に、地方自治体の長は、加算を設定した施設に対して、必要に応じて実施状況の確認を行うこと。

(4) その他（養護老人ホーム等における生産性向上・職場環境改善等について）

高齢者の増加や生産性人口の減少により、介護人材の確保が重要な課題となっている中、介護保険サービスにおいては、令和6年度介護報酬改定における「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置の義務付けや生産性向上推進体制加算の設定、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣

総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰の実施等、各種施策を通じて、施設や事業所における生産性向上・職場環境改善等に関する取組を促しているところである。

前述のとおり、介護保険サービスと養護老人ホーム及び軽費老人ホームの業務内容は類似しており、人材の確保も共通の課題である。そのため、養護老人ホーム等においても、介護保険サービスにおける取組を参考に各施設が生産性向上・職場環境改善等に関する取組を進めていただくよう、自治体におかれては周知をお願いする。

なお、通知でも周知したとおり、令和6年度補正予算の「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」や、令和7年度予算案の地域医療介護総合確保基金による「介護テクノロジー導入支援事業」については、新たに養護老人ホーム等も助成対象とする予定であることから、これらの事業を活用し、ICT機器等の介護テクノロジーの導入の促進を図られたい。

(別添2)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

【令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応】

Q1 増額幅が示されているが、月ごとに支弁する場合はどのように考えるべきか。

A 職員1人当たり54,000円という額は令和7年度において増額するものであり、12ヶ月分として一月あたりの金額に換算すると4,500円、6ヶ月分として一月あたりの金額に換算すると9,000円になる。一方、各施設における速やかな取組を促すため、年額・複数月分をまとめるなど、可能な限り早期の支弁が望ましい。

Q2 加算の要件について、地域の実情や管内施設の経営状況等を勘案して、他の内容に変更することは可能か。

A 2(3)アに記載されている3種類の要件については、介護人材確保・職場環境改善等事業と同一の内容にすることを示したものであり、基本的にはこれらの要件が踏襲されることを想定している。

ただし、地域の実情や管内施設の経営状況等を勘案し、介護報酬の介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件の具体的な内容として示されている①～⑳なども参考にして、各自治体で代替りの要件を設定することも可能である。

Q3 加算の認定等に際して提出を求める計画書や実績報告書等について、どのような内容にすればよいか。

A 別紙様式のような内容が考えられることから、各自治体において適宜加工の上、活用いただきたい。

また、計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、施設において適切に保管されることを確認し、都道府県からの求めがあった場合に事業者等が速やかに提出することを要件とした上で、認定時に全施設から一律の添付を求めなくても差し支えない。

Q4 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業では、介護職員等処遇改善加算の取得を要件としているが、本事業においても同様に処遇改善に取り組むことを要件とするべきか。

A 老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況に関する自治体の取組状況が異なることも考慮して、各施設における処遇改善の取組状況については、本事務連絡における加算要件と

しては示していないところである。

なお、これまでも各種通知や全国会議等を通じて、養護老人ホームや軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の推進を求めていることから、経営状況等を勘案して、引き続き必要な支弁額の改定等をお願いする。

Q5 対象経費である職場環境改善経費又は人件費について、具体的にはどのような内容が考えられるか。

A 「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」及び当該事業に関するQ&Aと同等にすることが考えられる。ただし、加算要件を別の内容にした場合、職場環境改善経費における対象についても、それに合わせることを望ましい。

Q6 令和8年度以降も介護人材確保・職場環境改善等加算（仮称）の実施が必要か。

A 令和6年度介護報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされている。

このような介護保険サービスにおける取組状況も勘案しながら、今後、養護老人ホームや軽費老人ホームにおける令和8年度以降の取組についても検討することとしている。

【地方自治体独自の改定、都道府県による管内市町村の改定に向けた支援等】

Q7 改定率について、厚生労働省が一律に示すことはあるのか。

A 厚生労働省としては、改定率を検討するにあたり参考になる事例を提供するが、社会経済情勢や地域の実情等を勘案して、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準になるよう、地方自治体で改定率を検討・決定していただきたい。

Q8 養護老人ホーム等に対する経営実態の把握について、どのような方法があるか。

A 令和6年3月26日付け事務連絡でも示したとおり、収支計算書やその他の資料（人件費や光熱費の推移等が分かるもの）等を施設より提出させた上で、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、経営状況の分析や評価等、経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

なお、独立行政法人福祉医療機構が作成している経営分析参考指標においては、全国ベースの養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営状況等についても示されていることから、参考にされたい。

Q9 特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差を確認するにあたり、新規で調査を行う必要があるか。

A 自治体によっては新規で管内の介護施設に対して調査を行うことが困難な場合も考えられることから、厚生労働省や他の自治体が行っている既存の調査を活用することも考えられる。

Q10 地方自治体独自の改定について、いつまでに実施しなければいけないのか。

A 早期に実施することが望ましいが、地方自治体によっては短期的に実施することが困難な場合もあるため、複数年にかけて実施するなど、計画的に実施することも考えられる。

Q11 改定率について、計算シートで示されている参考となる事項の伸び率に合わせる必要があるのか。

A 改定率について、社会経済情勢や地域の実情等を勘案して、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準になるよう、地方自治体において検討・決定いただくものであり、令和6年12月18日付け事務連絡で配布した簡易計算シートで示されている参考となる事項の伸び率に合わせる必要はない。

なお、地方自治体が独自の改定を実施する際には、各種調査や他制度の取組等も参考に

しつつ、管内施設の経営状況や要望等を踏まえた上で、改定率を決定していると認識している。

Q12 都道府県における市町村担当者説明会について、どのような内容が考えられるか。

A 先駆的に開催している事例等も踏まえると、厚生労働省等から発出された通知や事務連絡等の説明等に加え、支弁額の改定状況、老人福祉法に基づく措置入所の実施状況や個別事例、養護老人ホームにおける公益的な取組や契約入所の状況について、市町村間による共有や意見交換、都道府県として助言を行うことが考えられる。更には、これらの事項に関する関係者や有識者等による説明や先駆的な取組の紹介等も考えられる。

Q13 都道府県による市町村の改定等に向けた支援について、政令指定都市、中核市や管内に養護老人ホームがない市町村に対しても行うべきか。

A 指定都市・中核市については、都道府県より権限等が移譲されているところではあるが、措置費の水準の差という観点からは、一般的な市町村と同一であることから、指定都市・中核市も含めて調整等をお願いする。

また、管内に養護老人ホームがない市町村においても、管外の施設に対して入所を委託していることから、老人福祉法に基づく措置入所の適切な実施に関する事項等については、同様の支援等をお願いする。